

エリアサポート体制 エリアサポート推進作業部会設置要領

第1 趣旨

この要領は、エリアサポート体制実施要綱第5条2の規定に基づき、エリアサポート推進作業部会（以下「作業部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事務

作業部会は、次の事項について、協議を行う。

- (1) 各校種の校内支援体制、幼児児童生徒への支援の状況に関すること。
- (2) 各校種における特別支援教育に関する研修の実施状況に関すること。
- (3) エリアの状況を踏まえたエリア巡回支援及びエリア研修の在り方に関すること、関係機関による連携の確認並びに役割分担等に関すること。
- (4) その他、エリアにおける特別支援教育推進上の課題解決のために必要な具体的な取組に関すること。

第3 組織

作業部会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。会の参加者については、各エリアの状況によって各校種の代表の参加とすることができる。

2 作業部会に部会長を置く。

3 部会長は、エリアを管轄する県教育庁各教育事務所指導主事をもって充てる。

4 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指定する委員が職務を代理する。

第4 会議

作業部会の会議は、必要に応じて県教育庁各教育事務所が招集し、部会長が議事を運営する。

2 部会長は、協議内容に応じて委員の中から必要なメンバーにより構成された分科会（担当者会・実務者会）を開催することができる。

3 部会長は、必要に応じて作業部会の会議に委員以外の者を出席させ、事情の聴取、又は資料の提出を求めることができる。

4 作業部会及び分科会の開催については、事前紙面送付やオンラインの活用を行い、効率的な運営に努める。

第5 庶務

作業部会に係る庶務は、エリアを管轄する県教育庁各教育事務所において処理する。

第6 委任

この要領に定めるもののほか、作業部会の開催に関して必要な事項は、部会長が作業部会に諮って定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（委員関係）

（ 順不同 ）

No.	職名等	全体会 (例)	分科会	
			実務者会 (例)	担当者会 (例)
1	県教育庁教育事務所指導主事	○	○	○
2	市町村教育委員会担当者	○	○	
3	エリア拠点校エリアコーディネーター	○		○
4	特別支援学校チーフコーディネーター (各エリアの代表可)	○		○
5	エリア通級拠点校エリアメンター	○		○
6	高等学校通級拠点校通級指導担当者 (各エリアの代表可)	○		
7	幼稚園・保育所・認定こども園等モデル園	○		
8	特別支援教育課指導主事 ※必要な場合に招集する	(○)*	(○)*	
9	県教育研修センター特別支援教育担当 指導主事 ※必要な場合に招集する	(○)*	(○)*	

○ 分科会（実務者会、担当者会）は例であり、各エリアの実情に合わせ、構成することができる。

○ エリアサポート体制における分科会（実務者会・担当者会）は、部会長が参加する会議を指す。

○ 必要に応じて児童相談所の職員や保健・福祉関係課職員（保健師等）を委員に入れることができる。